

第 1 6 4 8 回島根県教育委員会会議 議題書

令和 6 年 5 月 21 日 (火)
日 時
13 時 30 分～

第 1 6 4 8 回教育委員会会議議題

期日 令和 6 年 5 月 21 日 (火)

議 題

－ 公 開 －

(議決事項)

- 第 1 号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正について
(学校企画課) _____ 1
- 第 2 号 令和 7 年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書
の採択の基本方針について
(教育指導課・特別支援教育課) _____ 2
- 第 3 号 令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜におけるスポーツ推進
指定校入学者選抜(スポーツ特別選抜)に係る実施要綱の一部改
定について
(教育指導課・保健体育課) _____ 3

(報告事項)

- 第 6 号 令和 7 年度(令和 6 年度実施)島根県公立学校教員採用候補者
「特別選考試験」の結果について
(学校企画課) _____ 4

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則 の一部改正について

1 改正規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年教育委員会規則第4号）

※ 「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）」の一部改正に準じて改正する。

2 改正理由

地方自治法の一部改正により令和6年6月期から会計年度任用職員へ勤勉手当の支給が可能となることに伴い、令和5年度末に改正した上記1の規則（令和6年3月29日公布、令和6年4月1日施行）について、規定漏れ及び意図と異なる定め方をした箇所があり、追記修正の必要が生じたため。

3 改正内容

- (1) 期末手当に関する規定箇所を勤勉手当に読み替えるための文言を追記（第16条第2項）
- (2) 勤勉手当の支給割合算定上の勤務期間から除算する介護休暇期間について、常勤職員と同様の計算方法とするための文言を修正（第19条）
- (3) その他規定の整理

4 施行日等

- (1) 公布日 令和6年5月31日予定
- (2) 施行日 令和6年6月1日

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則 〔令和元年11月15日〕 〔島根県教育委員会規則第4号〕 第1条～第9条 〔略〕	(趣旨) 第1条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例（平成31年島根県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「給与条例」という。）第2条に定める教職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員である者（以下「教職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 〔略〕 (通勤手当に相当する報酬の額) 第3条 〔略〕 (1) 給与条例第18条第1項第1号に掲げる教職員の要件に該当する者 1箇月の勤務日（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号。以下「休暇等規則」という。）第3条の規定により割り振られた勤務日をいう。以下同じ。）に係る通勤の回数（以下「1箇月の通勤所要回数」という。）に依りて、給与条例第18条第2項第1号の規定に準じて算出した額 (2) 給与条例第18条第1項第2号に掲げる教職員の要件に該当する者 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。）第29条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数（21回を上限とする。）を乗じて得た額 (3) 〔略〕 2～4 〔略〕

第10条 [略]

第11条 [略]

- (2) 〔略〕

(5) 基準日において育児休業をしている教職員のうち、

2~8 〔略〕

第12条 [略]

(期末手当の在職期間の計算)

第13条 [略]

(1) 〔略〕

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員給与条例」という。）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員給与条例」という。）、給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける常勤職員又は法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間

2 · 3 [略]

4 〔略〕

(1)~(3) [略]

(4) 第1項第2号に規定する教職員のうち、職員給与と条例の適用を受ける職員として在職した期間については職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第16条第4項の規定により在職期間から除算される期間及び県立学校教育職員給与条例の適用を受ける教育職員として在職した期間については県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第40条第4項の規定により在職期間から除算される期間

職員の育児休業等に関する条例（平成４年島根県条例第９号。第13条第４項第３号において「育児休業条例」という。）第５条の３第１項に規定する教職員以外の教職員

(6) 〔略〕

6 ~ 8 〔略〕

第12条 〔略〕

(期末手当の在職期間の計算)

第13条 条例第5条第2項に規定する在職期間の計算（第4項において「在職期間の計算」という。）については、次に掲げる期間（同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間）を通算する。

(1) 〔略〕

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号_____）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員給与条例」という。）、給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける常勤職員又は法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間

2 · 3 〔略〕

4 在職期間の計算については、次に掲げる期間を除算する。

(1)~(3) [略]

(4) 第1項第2号に規定する教職員として在職した期間
については、次に掲げる期間

ア 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

イ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ウ 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じ

- (5) 第1項第2号に規定する教職員のうち、給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については前号の規定により除算される期間に相当する期間
- (6) 前各号に掲げる期間のほか、常勤職員との権衡を考慮し、県教育委員会が定める期間

第14条・第15条 〔略〕

(勤勉手当の支給対象者)

第16条 条例第6条第1項前段に規定する任期の定めが6月以上の職員に準ずる者として教育委員会規則で定める教職員については、第11条第1項に定める者とする。

- 2 第11条第2項から第8項までの規定は、前項の教職員について準用する。この場合において、第11条第4項及び第8項中「第5条第1項後段」とあるのは「第6条第1項後段」と、第11条第5項及び第6項中「第5条第1項前段」とあるのは「第6条第1項前段」と、第11条第5項第2号中「第3条第1号又は第2号」とあるのは「第3条」と、第11条第5項第5号中「第5条の3第1項」とあるのは「第5条の3第2項」と読み替えるものとする。

第17条・第18条 〔略〕

(勤勉手当の支給割合)

第19条 〔略〕

2～4 〔略〕

て得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

エ 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

オ 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

〔新設〕

〔新設〕

第14条・第15条 〔略〕

(勤勉手当の支給対象者)

第16条 条例第6条第1項前段に規定する任期の定めが6月以上の職員に準ずる者として教育委員会規則で定める教職員については、第10条第1項に定める者とする。

- 2 第11条第2項から第8項までの規定は、前項の教職員について準用する。この場合において、第11条第4項及び第8項中「条例第5条第1項後段」とあるのは「条例第6条第1項後段」と、第11条第5項及び第6項中「条例第5条第1項前段」とあるのは「条例第6条第1項前段」と、第11条第5項第2号中「第3条第1号又は第2号」とあるのは「第3条」と読み替えるものとする。

第17条・第18条 〔略〕

(勤勉手当の支給割合)

第19条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 前項に規定する勤務期間は第13条第1項各号に規定する職員として在職した期間とし、その計算についてはこれらの期間（同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間）を通算する。

4 〔略〕

5 〔略〕

(1)・(2) 〔略〕

(3) 欠勤により報酬の減額の対象となった期間

(4) 〔略〕

(5) 休暇等規則第6条第2項第6号の規定による介護休暇を受けて勤務しなかった期間から
休暇等規則第2条及び第3条の規定により勤務を割り振られなかった日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 〔略〕

(7) 条例等適用会計年度任用職員のうち休暇等規則の適用を受けない職員として在職した期間については、第4号から前号までの規定により除算される期間に相当する期間

(8)・(9) 〔略〕

(10) 第13条第1項第2号に規定する職員のうち、職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については職員の給与の支給に関する規則
第17条第5項の規定により勤務期間から除算される期間及び県立学校教育職員給与条例の適用を受ける教育職員として在職した期間については県立学校の教育職員の給与
に関する規則
第41条第5項の規定により勤務期間から除算される期間

(11) 〔略〕

(12) 前各号に掲げる期間のほか、常勤職員との権衡を考慮し、県教育委員会が定める期間

6 〔略〕

第20条～第22条 〔略〕

附 則 〔略〕

5 第3項の規定による勤務期間の計算については、次に掲げる期間を除算する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第8条の規定により給与の減額の対象となった期間

(4) 休暇等規則第6条第2項第13号に規定する私傷病休暇の承認を受けて勤務しなかった全期間

(5) 休暇等規則第6条第2項第6号の規定による介護休暇を受けて勤務しなかった期間から第8条に規定する日並びに休暇等規則第2条及び第3条の規定により勤務を割り振られなかった日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 休暇等規則第6条第2項第7号に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

〔新設〕

(7)・(8) 〔略〕

(9) 第13条第1項第2号に規定する職員のうち、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間については職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第17条第5項の規定により勤務期間から除算される期間及び県立学校教育職員給与条例の適用を受ける 職員として在職した期間については県立学校の教育職員の給与の支給に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第41条第5項の規定により勤務期間から除算される期間

(10) 第13条第1項第2号に規定する職員のうち、給与条例、企業局職員給与条例又は病院局職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間については前号の規定により除算される期間に相当する期間

(11) 上記に掲げる期間の他、常勤職員との権衡を考慮し、県教育委員会が定める期間

6 〔略〕

第20条～第22条 〔略〕

附 則 〔略〕

令和 7 年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用

教科用図書採択の基本方針について

I 令和7年度使用県立高等学校用教科用図書の採択の基本方針について

1 採択の基本方針

- (1) 関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行う。
- (2) 採択は、校長の意見を聞いたうえで教育委員会が行う。

2 採択基準

採択は、「高等学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから行う。

ただし、上記教科用図書が発行されていない教科については、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。

3 採択の観点

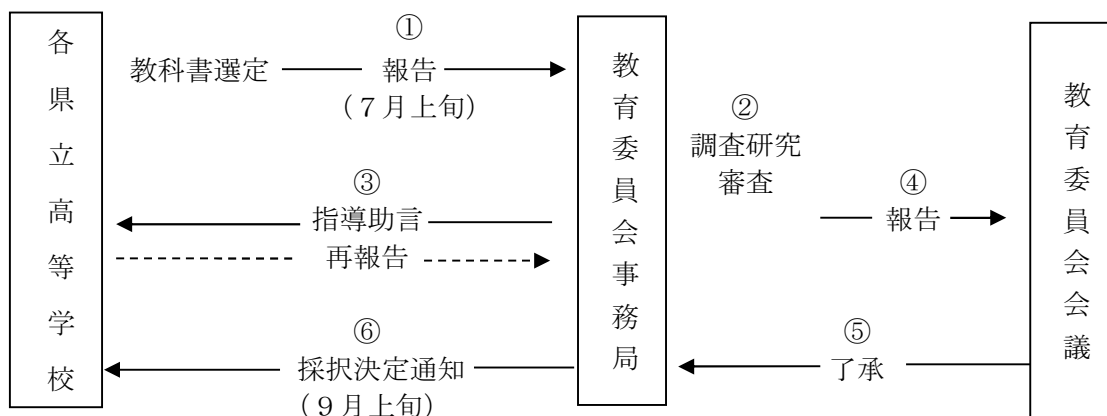
採択は、各学校の特色、生徒の実態及び教育課程に適合したものであるか考慮したうえで厳正に行う。

4 採択に係る留意事項

- (1) 生徒の実態等を踏まえ、最も適した教科用図書を採択するために、「採択の基本方針」を基にして、教科書研究の充実に努める。
- (2) 適正かつ公正な採択の確保の観点から、教科用図書発行者等の宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることがないように、関係者の意識啓発に努める。加えて、教科用図書発行者等と健全かつ適切な関係を保つよう、すべての学校・教員等に対して指導を徹底する。

5 採択の手続きについて

- ① 校長は採択の基本方針を踏まえ、各学校で設置した教科書選定委員会による十分な検討の上、使用教科用図書を選定し、次年度採択希望を教育委員会事務局へ報告する。
- ② 教育委員会事務局は校長の報告に基づき調査研究し、選定理由・教育課程との適合性等について審査する。
- ③ 必要に応じて、教育委員会事務局は各学校に指導助言し、校長は選定に変更があれば教育委員会事務局へ再報告する。
- ④ 教育委員会事務局は、教育委員会会議に報告する。
- ⑤ 教育委員会会議は報告内容を審査し、適当であると認めた場合はこれを了承する。
- ⑥ 教育委員会会議で了承された後、教育委員会事務局から各学校へ採択決定を通知する。



Ⅱ 令和7年度使用県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について

1 採択の基本方針

- (1) 関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行う。
- (2) 採択は、校長の意見を聞いたうえで教育委員会が行う。

2 採択基準

採択は、「高等学校用教科書目録（令和7年度使用）」「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」「小学校用教科書目録（令和7年度使用）」「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」「令和7年度用島根県教育委員会選定一般図書一覧」に登載されている図書のうちから行う。なお、「令和7年度用島根県教育委員会選定一般図書一覧」に登載する図書（追加分）については、令和6年度島根県教科用図書選定審議会の答申を受けて選定をする。

ただし、必要がある場合には、校長の意見に基づき、「教科書目録」等に登載されている図書以外の図書を採択する。

3 採択の観点

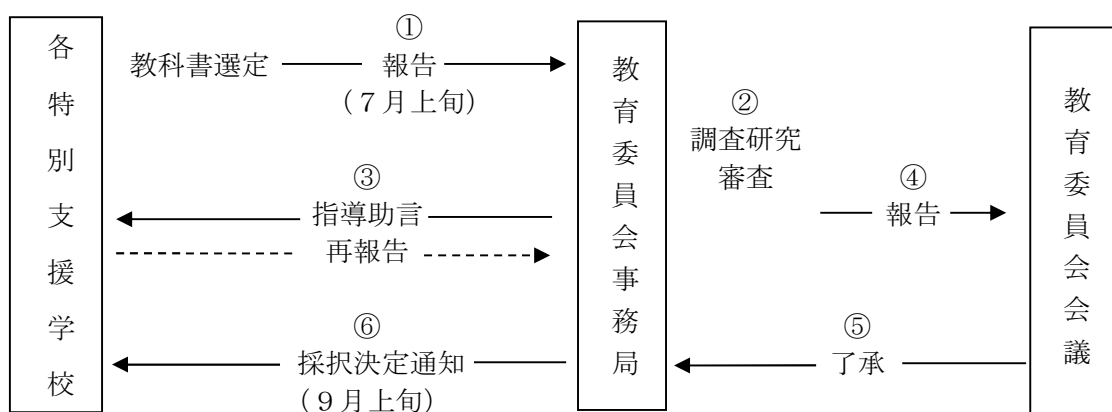
採択は、生徒の発達段階、障がいの状態及び特性、教育課程に適合したものであるかどうかを考慮したうえで、厳正に行う。

4 採択に係る留意事項

- (1) 生徒の実態等を踏まえ、最も適した教科用図書を採択するために、「採択の基本方針」を基にして、教科書研究の充実に努める。
- (2) 適正かつ公正な採択の確保の観点から、教科用図書発行者等の宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることがないように、関係者の意識啓発に努める。加えて、教科用図書発行者等と健全かつ適切な関係を保つよう、すべての学校・教員等に対して指導を徹底する。

5 採択の手続きについて

- ① 校長は採択の基本方針を踏まえ、各学校で十分な検討の上、使用教科用図書を選定し、次年度採択希望を教育委員会事務局へ報告する。
- ② 教育委員会事務局は校長の報告に基づき調査研究し、選定理由・教育課程との適合性等について審査する。
- ③ 必要に応じて、教育委員会事務局は各学校に指導助言し、校長は選定に変更があれば教育委員会事務局へ再報告する。
- ④ 教育委員会事務局は、教育委員会会議に報告する。
- ⑤ 教育委員会会議は報告内容を審査し、適当であると認めた場合はこれを了承する。
- ⑥ 教育委員会会議で了承された後、教育委員会事務局から各学校へ採択決定を通知する。



※なお、新入生用については合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択する。

関係法令について

○ 教科書の発行に関する臨時措置法

第2条 「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○ 学校教育法

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 …第34条、…の規定は、中学校に準用する。

第62条 …第34条、…の規定は、高等学校に準用する。

第82条 …第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、…の規定は特別支援学校に準用する。

○ 学校教育法施行規則

第89条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第135条

2 …第89条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

○ 島根県立高等学校規程

第13条 教科書は、校長の意見を聞いて、教育委員会が採択する。

第15条 教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用する場合は、校長は、あらかじめ準教科書使用承認申請書（様式第10号）により教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会が必要とするときは、校長は、承認を受けようとする教材の実物を提出しなければならない。

○ 島根県立特別支援学校規程

第11条 特別支援学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。ただし、その選定にあたっては、保護者の経済的負担が過重にならないように考慮しなければならない。

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜におけるスポーツ推進指定校 入学者選抜（スポーツ特別選抜）に係る実施要綱の一部改定について

1 改定の趣旨

2030年に島根県で開催される「島根かみあり国スポ」の島根県選手の競技力向上を目的に、令和6年度より、重点的に支援する運動部活動等を有する高校を「島根かみあり国スポ強化指定校」とし、競技力強化に向けた活動を支援することとしている。

島根県公立高等学校入学者選抜においては、当該指定校を「スポーツ推進指定校」として「スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）」を行う予定であるが、従来のスポーツ特別選抜において1競技につき1校の指定としていたところを、1競技につき複数校の指定を可能とし、指定校及び指定競技を今後も増やしていくことを検討中である。

また、少子化に伴う競技者人口の減少や、県外への高校進学等により、県内の優秀な選手の確保が難しくなっており、全国区で生徒を募集している県外私立高校等と比べて競技力に差が開くことが懸念されるため、県外からの生徒の受け入れ体制強化も必要であると考えます。

そのため、令和7年度高等学校入学者選抜制度の改善（総合選抜の導入等）に合わせ、スポーツ特別選抜の募集についても見直しを図る。

2 スポーツ特別選抜について

- ・ スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること等を出願の要件として、令和6年度入学者選抜までは中学校等の校長の推薦により出願。令和7年度入学者選抜からは中学校等の校長の推薦を必要としない新たな制度に改善することを決定
- ・ 令和6年度入学者選抜までの募集人員は、1校において指定競技が1競技である場合は1校当たり4名以内。1校において指定競技が2競技以上の場合は1校当たり8名以内（ただし、1競技で4名を超えてはならない。）
- ・ 令和6年度入学者選抜までは、県外の中学校等を卒業見込みの者が志願できるのは、松江市内及び出雲市内を除く高等学校に限定（この場合の県外からの合格者数の上限は各高等学校で決定）
 - 令和6年度入学者選抜における各学校の入学定員と各選抜の募集人員は別紙1のとおり
- ・ 令和6年度入学者選抜では、18校52競技をスポーツ推進指定校に指定し、スポーツ特別選抜を実施

3 改定の概要

- ・ 1校において指定競技が3競技以上の場合の1校当たりの募集人員の上限を4名分増やす。
(現行：2競技以上は8名以内 → 改定案：2競技は8名以内、3競技以上は12名以内)
- ・ 1校において指定競技が2競技以上の場合の1競技当たりの募集人員の上限（4名以内）を撤廃する。
- ・ 松江市内及び出雲市内の高校について、県外の中学校等を卒業見込みの者の出願を可能とする。ただし、その場合の県外からの合格者の上限を4名以内とし、そのうち身元引受人による県外からの合格者数は、入学定員全体における身元引受人による県外からの合格者数（原則として4名以内）に含める。

4 島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱の改定（案）

改定前（令和6年度入学者選抜実施要綱）	改定後（令和7年度入学者選抜実施要綱）
Ⅳ スポーツ推進指定校<u>推薦</u>入学者選抜（スポーツ特別選抜） 1 実施校及び指定競技 省略 2 募集人員 1校において指定競技が1競技である場合は1校当たり4名以内とする。1校において指定競技が2競技以上の場合は1校当たり8名以内とするが、<u>1競技で4名を超えてはならない。</u> なお、同一校において同一の指定競技が男女それぞれにある場合はそれぞれ1競技とする。	Ⅳ スポーツ推進指定校____入学者選抜（スポーツ特別選抜） 1 実施校及び指定競技 省略 2 募集人員 1校において指定競技が1競技である場合は1校当たり4名以内、<u>2競技である場合は1校当たり8名以内とする。</u>1校において指定競技が<u>3競技以上</u>の場合は1校当たり<u>12名以内とする</u>____。 なお、同一校において同一の指定競技が男女それぞれにある場合はそれぞれ1競技とする。 <u>また、県外の中学校等を卒業見込みの者の合格者数の上限は各公立高等学校で定める。この場合、下記の高等学校については、県外からの合格者の上限を4名以内で定めることとする。</u> ※松江市内及び出雲市内の高等学校のうち 指定競技を有する学校とその指定競技を 明示
3 出願 (1) 出願資格 Iの2の(2)に定める応募資格のある者で、かつ、次の(ア)から(ウ)の全てに該当<u>し、当該中学校等の校長が推薦する者とする。ただし、県外の中学校等を卒業見込みの者が出願できるのは、下記の高等学校に限られる。なお、この場合、県外からの合格者数の上限は各公立高等学校で定める。</u> (ア) スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること。 (イ) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。 (ウ) 入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望すること。 ※松江市内及び出雲市内以外 の高等学校のうち指定競技を有する学校とその指定競技を 明示	3 出願 (1) 出願資格 Iの2の(2)に定める応募資格のある者で、かつ、次の(ア)から(ウ)の全てに該当____する者とする。____ (ア) スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること。 (イ) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。 (ウ) 入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望すること。
(2) 出願期間 以下、省略	(2) 出願期間 以下、省略

5 参考資料（令和6年度入学者選抜におけるスポーツ推進指定校）

学校	入学定員	身元引受人 枠	指定競技	スポーツ 特枠	県外 上限
安来	160	16	男女バレーボール、男女フェンシング	8	8
松江東	200	4	男子バスケットボール、女子ボート、男女アーチェリー	8	0
松江工業	200	4	男子バレーボール、男子レスリング、男子ソフトテニス、男子フェンシング	8	0
松江商業	200	4	女子サッカー、女子バスケットボール、女子バドミントン	8	0
大東	90	6	男子ビーチバレーボール	4	4※
横田	90	14	男女ホッケー	8	8※
三刀屋	160	12	男女ソフトボール	8	8※
平田	160	4	男女柔道	8	0
出雲	280	4	男女弓道	8	0
出雲工業	160	4	男女自転車、男女アーチェリー	8	0
出雲農林	160	4	男女ウェイトリフティング、男女カヌー	8	0
大社	240	4	男子サッカー、男女剣道、男女体操、男女陸上競技	8	0
島根中央	105	40	男女カヌー	8	8
江津	80	8	男子水泳、男女ハンドボール	8	4
江津工業	80	8	男子ボート	4	4
浜田	200	16	男女体操	8	2
隠岐島前	80	28	男女レスリング	8	8
隠岐水産	80	32	男女ヨット、男子相撲	8	8※

※下部波線を付した学校は、指定競技が3競技以上の学校

※大東、横田、三刀屋、隠岐水産の県外からの合格者のうち、身元引受人による県外からの合格者数は、入学定員全体における身元引受人による県外からの合格者数に含める。

6 今後の進め方

令和6年 5月 改定内容発表、高等学校・中学校等関係機関へ通知

7月 入学者選抜基本方針発表

9月 入学定員発表、スポーツ推進指定校発表

10月 入学者選抜実施要綱発表

令和7年 1月 特色入学者選抜（総合入学者選抜、中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜、スポーツ推進指定校入学者選抜）

3月 一般入学者選抜、第2次募集入学者選抜

学校名	学科名	学級数	入学定員	身元引受人による 県外受検生の 合格者数上限		地域外からの 合格者数の上限		推薦選抜		特別 選抜	スポーツ 特別選抜		学科名	学校名	
				定員 に対する 割合 ※1	人数	定員に 対する 割合 ※4	人数	募集人員			募集 人員	募集 人員			県外上 限人数
								定員に 対する 割合	人数						
安来	普通	4	160	10%	16			13%	20		8	8	普通	安来	
情報科学	情報システム	1	120	10%	12			30%	36				情報システム	情報科学	
	情報処理	1											情報処理		
	マルチメディア	1											マルチメディア		
	計	3	120		12				36				計		
松江北	普通	6	240	※2		10%	24	2%	4				普通	松江北	
	理数	1	40										理数		
	計	7	280												24
松江南	普通	5	200	※2		10%	20		20%	16			普通	松江南	
	探究科学	2	80										探究科学		
	計	7	280												20
松江東	普通	5	200	※2		10%	20	12%	24		8		普通	松江東	
松江工業	機械	1	40	※2				40%	16		8		機械	松江工業	
	電子機械	1	40										電子機械		
	電気電子工学	1	40										電気電子工学		
	情報クリエイター学	1	40										情報クリエイター学		
	建築都市工学	1	40										建築都市工学		
	計	5	200												
松江商業	商業	3	200	※2				40%	80		8		商業	松江商業	
	国際ビジネス	1											国際ビジネス		
	情報処理	1											情報処理		
	計	5	200												
松江農林	生物生産	1	40	※2				40%	16				生物生産	松江農林	
	環境土木	1	40										環境土木		
	総合学科	2	80										総合学科		
	計	4	160												
大東	普通	3	90	7% ※3	6			30%	27		4	4	普通	大東	
横田	普通	3	90	16% ※3	14			20%	18		8	8	普通	横田	
三刀屋	総合学科	4	160	8% ※3	12			20%	32		8	8	総合学科	三刀屋	
掛合	普通	1	40	※2				15%	6				普通	掛合	
飯南	普通	2	80	25%	20			25%	20	※5			普通	飯南	
平田	普通	4	160	※2				25%	40		8		普通	平田	
出雲	普通	6	240	※2		5%	12				8		普通	出雲	
	理数	1	40										理数		
	計	7	280												12
出雲工業	機械	1	40	※2				40%	16		8		機械	出雲工業	
	電気	1	40										電気		
	電子機械	1	40										電子機械		
	建築	1	40										建築		
	計	4	160												
出雲商業	商業	3	120	※2				40%	48				商業	出雲商業	
	情報処理	1	40										情報処理		
	計	4	160												
出雲農林	植物科学	1	40	※2				40%	16		8		植物科学	出雲農林	
	環境科学	1	40										環境科学		
	食品科学	1	40										食品科学		
	動物科学	1	40										動物科学		
	計	4	160												
大社	普通	5	200	※2				10%	20		8		普通	大社	
	体育	1	40										体育		
	計	6	240												
大田	普通	3	120	4%	4								普通	大田	
	理数	1	40	10%	4								理数		
	計	4	160		8								計		
邇摩	総合学科	3	120	8%	9			40%	48				総合学科	邇摩	
島根中央	普通	3	105	39%	40			40%	42		8	8	普通	島根中央	
矢上	普通	2	72	12%	8			30%	21				普通	矢上	
	産業技術	1	36	28%	10			30%	10				産業技術		
	計	3	108		18				31				計		
江津	普通	2	80	10%	8			25%	20		8	4	普通	江津	
江津工業	機械・ロボット	1	40	10%	4			40%	16		4	4	機械・ロボット	江津工業	
	建築・電気	1	40	10%	4			40%	16				建築・電気		
	計	2	80		8				32		4	4	計		
浜田	普通	4	160	8%	12						8	2	普通	浜田	
	理数	1	40	10%	4			20%	8				理数		
	計	5	200		16				8		8	2	計		
浜田商業	商業	1	80	10%	8			35%	28				商業	浜田商業	
	情報処理	1											情報処理		
	計	2	80		8				28				計		
浜田水産	海洋技術	1	40	35%	14			25%	10				海洋技術	浜田水産	
	食品流通	1	40	35%	14			25%	10				食品流通		
	計	2	80		28				20				計		
益田	普通	3	120	制限なし									普通	益田	
	理数	1	40	制限なし				10%	4				理数		
	計	4	160										計		
益田翔陽	電子機械	1	40	制限なし				40%	16				電子機械	益田翔陽	
	電気	1	40	制限なし				40%	16				電気		
	生物環境工学	1	40	制限なし				40%	16				生物環境工学		
	総合学科	1	40	制限なし				40%	16				総合学科		
	計	4	160						64				計		
吉賀	普通	1	40	20%	8			25%	10	26			普通	吉賀	
津和野	普通	2	80	35%	28			40%	32				普通	津和野	
隠岐	普通	2	60	15%	9			20%	12				普通	隠岐	
	商業	1	30	10%	3			10%	3				商業		
	計	3	90		12				15				計		
隠岐島前	普通	1	80	35%	28			35%	28		8	8	普通	隠岐島前	
	地域共創	1											地域共創		
	計	2	80		28				28		8	8	計		
隠岐水産	海洋システム	1	40	40% ※3	16			40%	16		8	8	海洋システム	隠岐水産	
	海洋生産	1	40	40%	16			40%	16				海洋生産		
	計	2	80		32				32		8	8	計		
松江市立 皆美が丘女子	普通	3	90	※2				25%	22				普通	松江市立 皆美が丘女子	
	国際コミュニケーション	1	30										国際コミュニケーション		
	計	4	120												
松江工業 (定時)	機械	1	40	※2									機械	松江工業 (定時)	
	電気	1	40										電気		
	建築	1	40										建築		
	計	3	120												
宍道 (定時)	普通(午前)	2	80	※2									普通(午前)	宍道 (定時)	
	普通(午後)	1	40										普通(午後)		
	普通(夜間)	1	40										普通(夜間)		
	計	4	160												
浜田 (定時)	普通(昼間)	1	40	※2									普通(昼間)	浜田 (定時)	
	普通(夜間)	1	40										普通(夜間)		
	計	2	80												

令和7年度（令和6年度実施）
島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験」の結果について

1 試験の目的

30～40歳代の中堅層の不足等を踏まえ、即戦力となる人材を早期に確保するため。

2 出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかで、出願する校種・職種の教員免許状を所有している者

- (1) 島根県外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務している者（現職に限る）
- (2) 過去10年以内に、島根県内外の国公立学校で正規教員として3年以上勤務していた者

3 選考試験

- (1) 試験内容、試験日及び会場

試験内容	試験日	会場
個人面接	令和6年5月4日（土・祝）	島根県教育センター・自治研修所

- (2) 面接方法

1回40分程度の面接を2回実施

4 選考結果

- (1) 校種・職種別名簿登載者数等

区分	受験者	名簿登載者
小学校教諭	12名	9名
中学校教諭	7名	4名
高等学校教諭	4名	4名
特別支援学校教諭（小学部）	1名	1名
合計	24名	18名

- (2) 出願資格別名簿登載者数

- ・ 県外現職教員（上記2(1)）：16名
- ・ 過去正規教員経験者（上記2(2)）：2名（県外1名、県内1名）

【参考】一般選考試験の実施について

試験内容	試験日	会場
〔第1次試験〕 専門教養・教職教養・論述試験	令和6年7月6日（土）	松江会場：くにびきメッセ 島根県教育センター・自治研修所 大阪会場：JEC 日本研修センター江坂 東京会場：都道府県会館 福岡会場：TKP 博多駅筑紫ロビジネスセンター
〔第2次試験〕 ・ 個人面接 ・ 実技試験（一部の教科等で実施）	令和6年8月17日（土） ～8月28日（水）	松江会場：松江農林高等学校（実技試験） 島根県教育センター他 大阪会場：新大阪丸ビル新館 東京会場：都道府県会館 ※大阪会場・東京会場は小学校受験者のみ

〔追試験〕期日：令和6年9月8日（日）

新型コロナウイルス感染や災害などやむを得ない事情により受験できなかった者が対象